

## 「やまがた紅王」ロゴマーク等使用管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山形県に帰属する「やまがた紅王」の商標名及びロゴマーク（シンボルマーク、ロゴタイプを含む。以下、「ロゴマーク等」という。）の商標権及び著作権に基づき、ロゴマーク等の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

### (商標権)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、山形県に帰属する。

- 2 ロゴマーク等を使用する場合は、山形県から使用許諾を受けなければならない。
- 3 ロゴマーク等の使用を山形県から許諾された者（以下、「使用者」という。）は、他人に使用権を譲渡することはできない。
- 4 使用者は、誤解される類似の名称、ロゴマークを使用又は商標登録の出願をしてはならない。

### (使用許諾及び管理を行う機関)

第3条 山形県は、ロゴマーク等の使用承諾及び管理業務を、「やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）に委託する。

### (使用対象)

第4条 ロゴマーク等の使用対象は、種苗法その他関係法令を遵守し、山形県民が山形県内で生産した「山形C12号」であって、別表1に掲げる指定商品とする。なお、31類に定める山形県産果実については、大きさが2L（果実横径25mm）以上、着色が丸秀（着色面積50%）以上を満たしたものとする。

- 2 その他「やまがた紅王」の認知度向上のために作られるポスター、チラシ、パンフレット等に使用することができる。

### (表示)

第5条 前条の規定によるロゴタイプ等の表示は、別記「「やまがた紅王」ロゴマニュアル」（以下「マニュアル」という。）のとおりとする。

- 2 ロゴマークの使用者がみだりに改変して使用することはできない。

### (使用の申請)

第6条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめプロジェクト会議の長に対して「やまがた紅王」ロゴマーク等使用申請書（別記様式2）を提出しなければならない。

- 2 ただし、次のいずれかに該当する場合は、申請手続きを省略することができる。
- (1) 報道機関が報道の目的で使用する時
  - (2) プロジェクト会議（所属団体・機関含む）が広報の目的で使用する時
  - (3) その他、プロジェクト会議の長が適正と認めるとき

（使用の承諾）

第7条 プロジェクト会議の長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾し、ロゴマーク等使用承諾の通知をするものとする。

- 2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認める場合は条件を付することができる。

（使用状況の報告）

第8条 使用許諾後にロゴマーク等を用いて制作した物品を有償にて販売した場合には、毎年1月末日までに前年の製造数と販売数を、プロジェクト会議の長に対し「やまがた紅王」ロゴマーク等使用報告書（別記様式3）として提出しなければならない。

（使用料）

第9条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

（使用者の義務）

第10条 使用者は、関係法令を遵守するとともに、商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

- 2 ロゴマーク等の使用に関する事故又は苦情については、使用者が誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じなければならない。
- 3 使用者は、第三者が商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、ただちにプロジェクト会議の長に連絡しなければならない。
- 4 使用者は、ロゴマーク等を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、山形県に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

（適正使用の確保）

第11条 プロジェクト会議の長は、ロゴマーク等の使用状況について、必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

- 2 使用者が次のいずれかに該当した場合は、使用承諾を取り消すものとする。

- (1) マニュアルに反して使用したとき
- (2) 使用対象とならない品質の果実又は商品に使用したとき
- (3) ロゴマーク等を不正に使用したとき
- (4) 第10条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (5) その他「やまがた紅王」のイメージに重大な支障を及ぼす行為があったとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項についてはプロジェクト会議が山形県に協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。

別表1 (第4条関係)

分類	指定する区分
29 類	冷凍した山形県産の果実、砂糖漬けた山形県産の果実(菓子を除く) 山形県産の糖衣果実、山形県産の果実のチップ(菓子を除く) 山形県産のゼリー状フルーツ、山形県産の果実の皮、 アルコール漬けた山形県産の果実、山形県産の果肉、山形県産の果実の缶詰 加工した山形県産の果実
31 類	山形県産の果実、山形県産の植物、山形県産の苗、山形県産の木
32 類	山形県産の果実飲料、山形県産の果実飲料(アルコール分を含まないもの) 山形県産の果実エキス(アルコール分を含まないもの)

(別記様式2) (第6条関係)

## 「やまがた紅王」ロゴマーク等使用申請書

令和 年 月 日

やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議会長 殿

住所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

印

電話番号

「やまがた紅王」ロゴマーク等使用管理要綱第6条の規定により、パッケージデザインを使用することを届け出ます。

なお、使用にあたっては、「やまがた紅王」ロゴマーク等使用管理要綱の規定を遵守することを誓約します。

### 記

1 申請者 (法人、団体) の概要

2 使用目的 (品目・イベント名など)

3 使用する形態 (図案を添付すること)

4 使用 (製造) 数量

5 使用期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月

(別記様式3) (第8条関係)

## 「やまがた紅王」ロゴマーク等使用報告書

令和 年 月 日

やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議会長 殿

住所 (法人、団体の場合は、主たる事業所の所在地)

氏名 (法人、団体の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

㊞

電話番号

「やまがた紅王」ロゴマーク等使用管理要綱第8条の規定により、パッケージデザインの使用状況について届け出ます。

### 記

1 使用 (販売) した製品 (複数の場合は別紙とする)

2 使用状況

製品名	用途	ロゴマーク等 使用箇所数	製造数 【R 年分】	販売数 【R 年分】